

キャリア形成プログラム等に関する意見聴取の実施結果について

1 要旨

「キャリア形成プログラム運用指針について」(平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知)に基づき、キャリア形成プログラムの既存のコース内容について、対象となる地域枠医師から書面で意見聴取を行った。

キャリア形成プログラム運用指針(抜粋)

3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。

イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。

ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。

エ 都道府県は、対象医師又は対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

2 実施期間

令和2年6月4日(木)～19日(金)

3 実施結果

○対象医師(広大地域枠): 85名

○回答者: 70名(回答率: 80.4%)

対象医師85名のうち、70名から回答があったが、現行のキャリア形成プログラムの修正を求める意見はなかった。

意見の内訳	意見総数
近況について	47件
キャリアプランの内容について	31件
義務履行について	25件
働き方・ワークライフバランスについて	16件
計	119件

(※複数回答可)

4 意見の概要及び回答内容

個別の意見及び質問については、別紙のとおり広島大学地域医療システム学講座、県及び地域医療支援センターから回答を行った。

意見の概要		回答
【新専門医制度と義務履行の両立について】	義務履行については順守するつもりではあるが、内科の専門医取得後に義務履行ができるように柔軟に対応できればありがたい。	内科専門医取得後に義務履行とサブスペシャリティ研修ができるよう、できるかぎりの配慮をしたいと考えております。両者の完全な両立は難しいかもしれませんが、3年間の猶予期間を有効に活用するなどの工夫は可能と思われまます。また、内科専門医を目指す期間において中山間地勤務が可能であれば、その後の中山間地勤務期間を短くすることができ、サブスペシャリティ研修への影響を最小限にできるため、地域医療システム学講座、県、地域医療支援センターから医局に提案を続けております。 回答：地域医療システム学講座
【中小病院への配置について】	実際に中小病院への常勤勤務をどのように設定する予定か。また、先輩方で中堅病院ではなく、中小病院で勤務される人はいるか。	中小病院への常勤勤務については、原則、総合医として勤務していただくこととなりますが、具体的には先生の意向も踏まえて、各医局と当センター・広島県・地域医療システム学講座とで検討していくこととなります。 なお、放射線診断科入局の医師は中小病院（安芸太田病院）で専門科医としてではなく、総合医として勤務されていますが、週1日は安佐市民病院で研修を受けていただいております。専門医としての経験も積めるよう配慮しております。 回答：地域医療支援センター（医療介護人材課、地域医療システム学講座）
	キャリアプランに「中山間地の医療機関からの医師派遣要請は毎年変動することが予測されるため、事前協議を経た後に、中堅病院4年あるいは中小病院4年といった配置となる可能性もある」という記載があるが、脳神経外科のキャリアプランに照らし合わせると、中堅病院へ4年間の配置となりそうな印象である。中小病院への派遣に関しては、システム学講座ではどのようにお考えか。	県内の中山間地中小病院の医療事情に鑑み、キャリアプランに記載されている原則に従い、「中堅病院2年＋中小病院2年」あるいは「中堅病院3年＋中小病院1年」で検討いただくよう各医局にはお願いしており、脳神経外科についても同様です。中小病院に派遣中は週1日近隣基幹病院での専門研修を可能にするなど、専門医としての経験がゼロにならないよう配慮いただく形になります。中小病院から（総合医も含めた）医師派遣の要望が全く無い、といった特殊事情が生じた場合、ご指摘の「中堅病院4年」というパターンもありうるかと存じますが、現時点でその可能性は低いと思われまます。 回答：地域医療システム学講座、医療介護人材課（地域医療支援センター）

意見の概要		回答
【大学院進学について】	大学院への入学が実質的に可能なのか。可能な場合は義務の猶予期間などがどのような対応になるのかが知りたい。	義務履行中の大学院進学は可能です。研究のみに従事であれば、義務猶予期間（3年間）を利用して進学いただくことになります。研究しながら医科診療医として32時間以上臨床に従事する場合は、勤務実績としてカウントします。 回答：医療介護人材課，地域医療支援センター，地域医療システム学講座
【中山間地域等指定医療機関の追加について】	尾三地域の公的医療機関は中山間地域等指定医療機関にならないか。	ふるさと枠制度は、中山間地域等の医師不足地域における医師確保を目的とした制度であることから、知事が指定する中山間地域等公的医療機関については、中山間地域振興条例に規定される中山間地域の医療機関が対象となっております。現時点では、ふるさと枠医師が配置されていない中山間地域等指定医療機関が存在する状況にありますが、これら地域における医師の充足状況については、引き続き注視して参ります。 回答：医療介護人材課
【育児休業について】	妊娠出産時は、義務の猶予外になるとのことだったと思うが、それについての具体的な年数(何年育児をとれるかなど)を再度教えてもらいたい。	妊娠出産時の産前産後休暇は勤務実績としてカウントしません。その休暇後に育児休業（勤務実績から除外）を取得される場合、その期間は義務猶予期間（3年間）を使うことなく、義務の中断とします。育児休業の取得可能期間については、所属先等の就業規則によりますので、所属先で確認してください。 回答：医療介護人材課，地域医療支援センター，地域医療システム学講座
	産休・育児取得で猶予期間の3年を超えた場合の取扱いについて。本人及び関係者による協議で認められれば猶予延長可能という記載が曖昧でわかりにくいと感じる。	育児休業に係る休業期間の取扱いについては、本人の希望に応じて、既定の猶予期間を使うことなく、育児休業による猶予が認められています。この育児休業による猶予期間について、3年を超えて希望される場合は、本人のキャリア形成および地域枠制度の運用上の観点から本人と関係者が面談等を行った上で必要な期間を猶予することになります。 なお、この面談は、育児休業取得の可否を決定するために行うものではなく、勤務しない期間が長期間になることに伴い、先生のキャリア形成や義務年限の遂行見込について確認のために行うものです。具体的な育児休業の取得方法等については、医療介護人材課または地域医療支援センターにご相談ください。 回答：医療介護人材課

意見の概要		回答
【育児短時間勤務となった場合の取扱い】	子育ては実家に頼っている現状なので、広島市外での勤務となった場合でも市内の自宅からの通勤となる可能性が高く、通勤にかかる時間によっては育児短時間勤務でないと難しいかもしれないので心配である。	育児短時間勤務は、勤務した時間数に応じて、勤務実績としてカウントします。ただし、期間は子が小学校入学する前までに限ります。 回答：医療介護人材課